資料２

今後の路上喫煙対策について

令和８年７月16日

大阪市環境局

１　今後の路上喫煙対策について

（１）対策の優先度が高いエリアに対する取組について

路上喫煙の実態把握・検証の結果、**「対策の優先度が高いエリア」**について、引き続き、**具体的な取組を進める**。

（喫煙所の確保）

公設喫煙所の設置及び**補助金を活用した喫煙所の設置**により、誰もが無料で利用できる**指定喫煙所を新たに確保**し、喫煙者・非喫煙者が共存できる分煙環境の整備を進めていく。

（路上喫煙防止指導員等の指導・巡回強化）

対策の優先度が高いエリアのうち、路上喫煙防止指導員等の指導・巡回強化を図るエリアについては、**通常の巡回より頻度、時間を多く配分**するとともに、その他のエリアにおいても、**定点調査で得た時間帯別の実態に応じた巡回を実施**するなど、重点的な取組を実施。

（路上喫煙防止啓発員による普及啓発）

対策の優先度が高いエリアのうち、特に啓発が必要と判断したエリアにおいて、**新たに委託による路上喫煙防止に関する啓発活動を実施**。

１　今後の路上喫煙対策について

（２）ミナミエリアの環境改善を目的とした取組について

日本でも有数の繁華街であり国内外から非常に多くの方が訪れるミナミにおいて、**ごみのポイ捨てや路上喫煙などの課題が顕在化**していることを受け、地域のニーズも踏まえながら**環境改善に向けて実効性を高める取組**を**関係各局・区と連携**して進める。

（喫煙所の確保）

ミナミエリアにおいて、**公設喫煙所の設置**及び**補助金を活用した喫煙所の設置**について、**短期間に集中整備**。

なお、短期間での喫煙所整備を促進するため、**ミナミエリアに限定した賃料補助**を含めた補助制度を運用。

（路上喫煙防止指導員等の指導・巡回強化）

ミナミの環境改善に向けた取組として、令和８年４月より**エリア内での指導・巡回強化**を実施。

６月１日からは**ミナミエリア内に指導員の新拠点を整備**し、移動時間の効率化を図るなど、**さらなる指導・巡回強化**を実施。

（路上喫煙防止啓発員による普及啓発）

令和８年度から**ミナミエリアの啓発を強化**するため体制を見直し、啓発体制を１班５名から２班10名に増員し、エリア内における**啓発活動を拡充**して実施。

１　今後の路上喫煙対策について

（３）その他

（新築建物における喫煙所設置の誘導策について）

分煙環境の確保における取組として、建築物が新築される際に、建物の規模や用途、事業者の負担感等についても考慮のうえで、**行政手続きのなかで事業者から喫煙所整備の協力を得る**よう、**仕組みづくりの検討**を進めている。

（過料徴収のキャッシュレス対応について）

過料については、現在、巡回指導時にその場で現金での徴収を行っているが、違反者の中には**現金を持ち合わせていない方が一定数存在**するため、**キャッシュレス決済の導入を検討**する必要がある。

導入にあたっては、実施時期や運用制度を整理するとともに、他都市の取組状況も踏まえて検討していく予定である。

（インバウンド向け広報周知の実施について）

本市は、**インバウンドを含めた観光客**（以下「観光客」という。）が多く来阪されること、また、観光客はリピーターを除き、**毎年新たに来訪する層が一定数存在**するものである。

大阪市内全域禁止について、観光客には同様の認知が前提となりにくいことから、**広報周知を引き続き実施**していく。